

第 63 回和光市都市計画審議会会議録

平成 21 年 1 月 23 日 (金) 502 会議室

第 6 2 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	平成21年 1月23日 (金)		開会時間 10時00分
会 場	市役所5階502会議室		閉会時間 12時15分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	金子 正義 田中 重夫 原田 政雄 齊藤 秀雄 上野 君子 西川 政晴 野口 保 柳下 正一 鳥飼 久夫	神杉 一彦 西田 幸夫	建設部長 大寺 正高 都市整備課長 加藤 昇 事務局 都市整備課 主幹 並木 雅治 統括主査 新坂 年章 主任 野中 大介 主任 黒田 繁 技師 鶴田 直之 主事 片岡 彩 傍聴者3名
議 案	(1) 和光都市計画 生産緑地の変更について (2) 和光都市計画道路の変更について (3) 和光都市計画 用途地域の変更について (4) 和光都市計画 高度地区の変更について		

発言者	議事
並木主幹	<p>明けましておめでとうございます。お待ちしております。ただいまから、和光市都市計画審議会を開催いたします。本日の審議会は、和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、審議会は成立いたしております。それでは、開会にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。お願い致します。</p>
市長	<p>おはようございます。今日は、ご多用中にもかかわらず、和光市都市計画審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様には、日頃から市の都市計画事業の推進にあたり、多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年もどうかよろしくお願い致します。さて、市民生活に欠かすことのできない都市基盤整備の一つであります、駅北口土地区画整理事業に関しましては、昨年の12月に事業認可の告示を致しました。引き続き事業の円滑な進行に向けまして取組んで参ります。また、現在施行中であります中央第二谷中土地区画整理事業と越後山土地区画整理事業につきましても出来るかぎりの支援を行っているところであります。更に本年</p>

は、和光北インター地域土地区画整理事業及び白子三丁目土地区画整理事業につきましても、早期事業化に向けた手続きを行っております。

今後とも、和光市の都市計画に対しましてのご理解とご協力をお願いするものです。早速ですが、本日諮問いたします案件は、四件でございます。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明いたします。

委員の皆様には諮問した内容について審議いただきまして答申していただければと思います。よろしくお願い申し上げます。それでは諮問させていただきます。平成20年12月25日和光市都市計画審議会会長様、和光市長野木実、和光市都市計画の変更等について諮問、このことについて都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項及び同法第18条第1項の規定により、下記のとおり審議に付します。記、諮問事項(1)和光都市計画生産緑地地区の変更について、(2)和光都市計画道路の変更について、(3)和光都市計画 用途地域の変更について、(4)和光都市計画高度地区の変更(南一丁目地区)について、よろしくお願いいたします。

並木主幹

誠に恐れ入りますが、市長にはここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは議事に入ります。議事の進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、本日会長が欠席しておりますので、和光市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、副会長に審議の進行をお願いしたいと思います。それでは副会長お願いいたします。

金子副会長

副会長の金子です。本日は議事進行よろしくお願ひ致します。それでは、議事を進めます。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員を、西川委員・野口委員の2名に任命いたします。議事に入る前に報告事項がありますので事務局から報告を求めます。

並木主幹

本日の審議会には傍聴の希望がございますので、傍聴者を入室させてよろしいでしょうか、委員の皆様にお伺ひします。

委員

異議なし

並木主幹

有難うございます。傍聴者に入室していただきたいと思っております。

傍聴者入場

それでは副会長お願ひ致します。

金子副会長

それではこれより審議に入ります。議案(1)号「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」、事務局から説明をお願いします。

加藤次長

それでは、和光都市計画生産緑地地区の変更についてご説明いたします。都市整備課長の加藤でございます。よろしくお願い致します。大変恐縮でございますが、座ってご説明させていただきます。

生産緑地法第3条(生産緑地地区に関する都市計画)の規定に基づき、平成20年6月2日から6月30日まで、生産緑地の追加受付・相談を行ったところ、和光市南1丁目の第1号生産緑地地区の一部、南1丁目の第8号生産緑地地区の一部、新倉1丁目の第94号生産緑地地区の一部、新倉1丁目の第103号生産緑地地区の一部の追加がありました。また、下新倉3丁目の第131号生産緑地地区、新倉2丁目の第132号生産緑地地区を新たに追加指定することになりました。以上の追加により、和光市の生産緑地は、全体で121地区、665筆、面積は約40.62haとなりまして、平成20年1月1日の市街化区域農地面積68.70haに対しまして、指定率は59.1%となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

金子副会長
西川委員

只今ご説明頂いた件について、ご質問などありましたらお願い致します。

今の追加に関して、生産緑地法第3条というお話なんですけども、私が見ましたら、追加という表現の場所が一項、二項、三項の中にはないのですが、二項に五百平方メートル以上の区域であること、というのはあるんですけど。追加という項目は、都市計画法には見当たらなかったんですけど、3条を挙げた根拠はどこにあるのか教えて頂きたい。

加藤次長

生産緑地地区に関する都市計画ということで、第3条の中の市街化区域のなかで、都市計画法第7条第一項の規定によりまして、市街化区域内にある農地を、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域について、都市計画について生産緑地地区を定めることが出来る、という中で、追加指定を置き換えて、追加指定しているということでございます。ですので、追加指定はしてもよい、という解釈で、追加指定の要望のある所を県と協議しながら市の方で追加指定している、ということでございます。この中で、追加指定をしてもよい、ということは、条文の中には出ておりません。

西川委員

要するに、追加指定という表現はないけれど、運用を行ったという解釈でよろしいですか。

加藤次長

はい、そのとおりです。

金子副会長

私の方から、今の関係で質問させて貰います。元々生産緑地そのものが本来原則的には追加指定を認めないということで、生産緑地法そのものが始まったという経緯がありまして、その時に、生産緑地に指定するかしないかという判断を、農地の方はご苦労されたということがあります。30年間は生産緑地の指定なしということがあったのですが、色々状況から、その後指定しているところがたまにある、ということも聞いておりますが、その場合に、今言われた法律ではなかなか解釈出来ないことがあります。和光市で、追加指定が出来る要綱や基準があるか、ご説明いただけないでしょうか。

加藤次長

先程副会長がおっしゃったとおりなんですけれども、平成4年の指定を過ぎた後

に、色んな団体から追加指定をした方がいいのではないかという意見がありまして、他のところも調べまして、平成9年に市でも追加している経緯がございます。その時に他の市の基準等を見まして、追加指定の基準を設けております。今回、追加指定の要望がありましたので、今回見直しまして、追加指定の基準を設けて、6月20日頃に申し込み期間を設けまして、申し込んだ方に対して、基準に合っているかを判断いたしまして、ご説明致しましたような追加または一部指定をした、ということがございます。

金子副会長

そうしますと、追加指定の基準を農地の方が知らないと、追加指定を逃すということになります。周知徹底というのは、どのようにおやりになりましたか。

並木主幹

今回の生産緑地の追加にあたりまして、指定の要件を決めさせていただいております。その要件というのが、土地区画整理の完了、実施中、施行が確実なものは追加指定を行わない。商業、工業の利便を図る観点から、商業、工業系の用途地域も外させていただき、逆に言うと、住居系の用途でしたら、追加指定が出来る、となります。後は、形状が現状より劣るものは追加指定が出来ないということをやっております。4m以上の公道に接しているもの、建築基準法の42条道路を含んで、生産緑地の買取が出た場合、市のほうで建物の建築が考えられますので、追加指定にあたっては、原則的に4m以上の公道に接しているもの、いわゆる建物を建てるのが可能な道路付きであること、ということやらせて頂いております。

金子副会長

只今の市の基準ですが、委員の皆様にお配り出来ないでしょうか。

加藤次長

今でなくてはいけないですか。

金子副会長

追加指定を決める時に、皆さんが意見も言えないし、やたらに追加指定が出来るという風に思われてしまうと、本来的には追加指定出来ない。もちろん生産緑地が増えることには、非常に望ましい訳ですけれど、これは生産緑地法を決める時に追加指定は出来ないというのが、大前提で当初の農地の方を縛っていたわけですから、そういうところも含めると、その条文をきちっとしとかなないと、また来年…ということで、市の方としては、追加指定を認めるとすれば、どういう風な見直しをされるか、ということをきちっと決めてやらないと、まずいのではないかな、と思うので。

加藤次長

後でもよろしいでしょうか。

齊藤委員

時間かかりますか。

加藤次長

これからコピー致しますので。

齊藤委員

今から整理するんだから、時間かからないなら。

加藤次長

それでは、コピーしてお配りします。

金子副会長

私からも一つ質問ですが、追加指定から、生産緑地法は指定から30年という取

り決めがあったのですが、追加指定した場合も、指定して30年なのですか。

加藤次長
金子副会長
上野委員

そうです。一度指定をしているところに追加したところも、告示日から30年です。
他にございますか。

追加指定の要望があってということなのですが、要望して追加指定した件数、追加指定されなかった件数がどのくらいあったのか教えてください。

加藤次長

申し込みとご相談が10件ありまして、そのうち一部指定、追加指定したのが、6件でございます。

野口委員

周知はどのように図ったのか。

加藤次長

周知は、6月に申し込みをしましたので、6月の広報と6月の農協だよりも載せて頂きまして、農家の方に周知をしております。

西川委員

今回審議会に挙げられた箇所は、一箇所を除いて現在営農を行っているように、現地を見に行っただけですけども、なぜ追加要望があったのか説明等も受けていると思いますので、個々に見ますと状況が違うので、1号は全面的に農地として使われた経緯も見られますので、何故この時期に追加指定の要望があるのか。94号は現在農地なのか雑木林なのか、将来農地として使いたいから申請しているのか、個々に理由があると思いますが、指定認定した理由をご説明頂きたい。理由書はあくまでも都市計画法3条でまとめてしまっておりますので、個々の理由はわからないので、追加する判断がこれでは出来ないと思いますので、ご説明頂きたい。

並木主幹

まず8号ですが、以前生産緑地に入れたんですが、細い部分を生産緑地にいれるのを地主さんが忘れていた、ということでございました。それ以外の5箇所ですが、平成4年当時、生産緑地の話があったのですが、色々検討してみて、将来もどうなるかわからないので、宅地なり農地を選んだんですが、その間、その方達からも、生産緑地の見直しの要望も頂いていたんですが、ご家族で協議した結果、今後とも農業を継続するというので、生産緑地の指定を選ばれたということでございます。

西川委員

要するに、ここ30年農地として従事者がいるという保証が得られた、ということですか。

並木主幹

生産緑地の場合、主たる従事者ですが、主たる従事者というのは、農業を継続出来ない様な病気、あるいは亡くなった時に、主たる従事者がどなたか、ということで、買取の申し出が出来ますので、それまでの間は、農業従事者がいないというのは、直接関係ないようなところがございまして、ただ、この方達は、日頃から、市内で農業を昔から一生懸命やられている家でありますので、買取の申し出も相続などになると、耕作面積額なども変わりますが、今のところきちんとやって頂けるという風に思っております。

西川委員

最後の語尾がわからなかったのですが。

加藤次長

結局農業の中で、続けていけると判断して、生産緑地に指定するわけで、30年指定するのが大原則でございます。ただ、その中で、途中で3人で農業をやっていたところ、一人の方が、下肢の故障や両腕の故障、もしくは一人お亡くなりになって、相続が発生したとか、そういうことで、2人になってしまうので、耕作面積が出来なくなった場合に、一部解除が出てくる場合があります。

全部解除する場合がありますし。その時に主たる従事者が誰なのかということが必要になります。

西川委員

それはわかっているんですけども、平成4年当時、申請しなくて、今回追加指定したということは、積極的に農業をやりたいという意志の下に追加を認めたのか、ということなんです。和光市も近郊農業として、和光市内に農地を残す、緑地保全という意味でも積極的にやりたい、という意志がある中で追加するのは結構なのですが、主たる従事者が何かあった時に、指定した意味がなかったという結果にならないためにも、追加審査をしたのか、ということを知っているんです。若い方が後継者が増える、ということで追加指定したいという家なら、積極的にいいのですが、主たる従事者が平成4年度に忘れたから後からしたいということでは、先程副会長が言われたように、法律的にも言う希薄な部分が出てくる、ということで、和光市の指定基準があるのかと話しが出ただけけれども、我々の立場からいけば、積極的に農業従事者が増えた、従事者の子供に転化したい、という意味も含めて、追加が面積的に大きいところもありますので、そういう背景があるならば、積極的に賛成したいと思うんですけども、あやふやで忘れたからという意味だけでは、法律上認められるのかどうか。

並木主幹

8号なんですけど、この方はほんの一部忘れまして、その脇がその方の生産緑地に平成4年に指定しております、現在も積極的にやられております。他の5件の方も、現在積極的にやられておりますので、今後とも大いに和光市の農業をやっていただけると思っております。

西川委員

そういう意味で、昔から農業地帯であることは認識してるので、更に前回しなかった理由と今回する理由の差がどこにあるか、明確にしてくれば結構なんで、更に30年、緑地を農地として残します、ということが明確になりました、という意味で追加しますということが納得するということなんです。確信を持っていますかという、私共の年齢だったら元気な方も多いから20年くらいは出来るかもしれないけど、もう子供の世代に主体を渡すから、後3、40年は十分ですよ、という判断が出来たかどうかを聞いているんです。

田中委員

今の関係で、補足があるんですけども、主たる従事者が生産緑地を廃止する時の主たる理由になるので、主たる従事者がいないと、生産緑地として指定しにくい感じがするんですね。当然親から子供に相続して、子供も主たる従事者になるわけですか

ら、30年間主たる従事者がいないと、生産緑地の廃止する時に主たる従事者がいるかいないか、主たる従事者が病気だとか、片手を無くしたとか事故によって出来なくなったということを一つの廃止の理由にするわけですから、主たる従事者がいないことは、誰が主たる従事者かをきちっと決めることは、生産緑地法では重要なんだと思います。

並木主幹

法に拠りますと、生産緑地の指定を受ける時は、主たる従事者が誰かということは、全然ないわけです。30年経った時に、市に買取が来ますね。その時にも主たる従事者云々というところはないわけです。30年経たないで、主たる従事者が死亡、あるいは免除できない怪我などをした場合は、主たる従事者が誰かというのが問題になるのであって、生産緑地自体を指定する時には、主たる従事者が誰かというのは問わないというところがございまして、どうしてもそういう風になってしまうところがございまして。

金子副会長

廃止の時に主たる従事者を議論して廃止するわけですね。

加藤次長

廃止する時は、農家の方が主たる従事者の申請を、農業委員会にするわけです。農業委員会の方で主たる従事者の申請書が来て、名前が挙がってくるので、主たる従事者として認めます、といった形で下りてきます。それまでの間は、主たる従事者のような者が3人も4人もいることになります。故障や相続が発生する時に、生産主さんが主たる従事者として農業委員会に申請致しまして、主たる従事者として認めますという判子を押す、という形です。指定する時には主たる従事者を置かなければいけない、という決まりはないんです。

金子副会長

申請の時は当然主たる従事者がいるから、申請するのでは。

加藤次長

主たる従事者という名前はなくて、3人でも4人でも農家をやっている、とこのまま継続出来る、という意味なのです。今の主たる従事者というのは、指定する時にはいるんでしょうけども、表には出ないです。

並木主幹

万が一、主たる従事者がいない農地に生産緑地の指定を受けると、途中で買取の申し出が出来ない、ということです。30年の農業をやって頂くというルールになっております。そういうことはないと思いますが。

齊藤委員

登記名義人とは関係ないのですか。

加藤次長

関係ありません。

齊藤委員

相続人が発生する時に、家業が出てきますよね。解釈として登記名義人とはとれないんですか。

加藤次長

普通はそのようにやりますけど、そうとも限りません。

並木主幹

家族でもいいのです。だから一つの畑に主たる従事者が何人いてもいいんです。それを農業委員会が証明していれば。

齊藤委員 主たる従事者と登記名義人は関係なくて、農業に従事するものを主たる従事者という解釈でどうでしょう。

加藤次長 それは表に出ない主たる従事者なんです。

田中委員 私達農業委員会で、主たる従事者か次たる従事者か調査をしまして、この方は主たる従事者だということで、決めるわけですけれども、普通生産緑地の 故障が発生して、買取請求が出されたとき、家族で農業をやってますよね。この人は一年間で何日くらい、例えば150日くらいやってる人で、農業をやっていると認めた方に認定を出します。ですから、だいたい主たる従事者で言いますと、農地を持っている人が主たる従事者になるみたいですが、必ずしもその人ではなくて、働いている人が故障してどうしても農業を続けることが不可能だということで、その時の証明を私共で出しております。

金子副会長 ですから、主たる従事者っていうのは、そういう風でいいということですね。農作業をやる人を主たる従事者。数人いても、その内の代表を決めなくてもよい、ということですね。他に何かございますか。

野口委員 頂いた指定基準についてですが、裏を見ると、予定表で追加指定起案を平成20年の4月の指定基準の素案を作られたのはいつ頃ですか。要は追加指定という表現が使われたのはいつ頃からですか、という質問です。

加藤次長 裏に書いてあるとおりになんです、四月に追加指定の起案を起こしまして、見直しをしたんですが、何もなく四月中に指定基準の追加をしたいんだけどということで、これでやりますという起案も四月に貰っていますので、四月中には終わっているということです。4月30日の6月広報の締め切りに合わせて、広報に掲載致しました。

野口委員 そうなると、平成4年の指定、平成9年の見直しとはまた別内容になりますか。

加藤次長 平成9年に見直しはしましたが、今回の追加指定は一部見直しました。軽微な変更ですけれども。

野口委員 たたき台は平成9年の。

加藤次長 ええ、それを元にやりました。

西川委員 ということはまた、二年くらい経てばまた、こういった形の取り扱いが復活する可能性がある、ということですか。

加藤次長 今の時点では何とも言えませんけれども。

野口委員 だいたい法律なんて10年くらいでコロコロ変わるから。

金子副会長 他にございますか。

西川委員 今頂いた追加指定基準ですが、これはあくまでも和光市部内の、私は先程運用という表現をしたんですけれども、制限みたいなものですか、これはどの場で、管理する指定基準なんです。部署でどういう位置づけになっているんですか。法律的に裏付

けない指定基準だと思うんですけど、この扱いは、農業委員会の方でもどう受け取っているのかお聞きしたいなと思います。正確な、誰がどういった責任を持っているか、法律的には拘束されないと思いますが。

並木主幹

法律では拘束されるものでは、この基準はございませんが、追加指定をさせて頂くためには、ある程度のルールですね。例えば区画整理をやったところは土地利用を図る観点で外していただくとか、後形状ですね。買取が出れば、なるべく私どもの方で買えるのであれば買わなければなりませんので、ある程度形状が今より劣るようでは指定しても困りますので、形状がよくなる場合ですとか、そのようなことを考えまして、基準を作ってやらせて頂いております。

金子副会長

具体的に言いますと、内部基準だと。

並木主幹

ええ。そうです。

加藤次長

指定は市長がするものですから、先程申し上げたように、3条の1項にあるんですが、生産緑地地区に関する都市計画という部分を、運用と言えば運用ですが、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境、(2)相当の効用があり、かつ公共施設等の用に供する土地として適しているものである、これを踏まえているというかたちでございます。

西川委員

確かに生産緑地法とは、考えようによっては、農業従事者のためにあるのではなくて、行政側のために都合良くしていきましょと取れるところもあるのだけれど、指定基準の扱い方というのが、妥当性があるのですか。要するに、生産緑地法第三条第一項に基づいて、和光市として指定基準を設けます、という文章が入っているならば、理由もわかるのですけれども、ただ追加指定の基準はこの通りです、というようなことが庁内で動いているということは、いかがなものか。この取り扱いについて、設ける時に審議はなされなかったのですか。

加藤次長

平成9年の時に、一追加指定を度行ってますので、それを軽微な見直しを図ったということなので、審議は特にありませんでした。

西川委員

ということは、追加指定は随時こういう体制でやって、その時に指定基準が出てくるということですか。

加藤次長

そういうことでございます。

西川委員

議員の立場から行くと、こんなものがたまたま一般の方が知らないような内部規定で判断されることが、緑地指定がある意味では、今後の和光市のまちづくりの中で大きなポイントを占める部分なので、それなりに、和光市都市計画条例の中に、それなりの条項があつてしかるべきだと思います。

加藤次長

すぐこの場でお答えしにくいのですが、他市の状況も見まして、検討させて頂きたい。そういうことでよろしいですか。

西川委員

私の方も要望として。

金子副会長

会長、副会長抜きにして、原則はさっきも言いましたように、3条に追加指定について書いてあるのではなくて、当初生産緑地の決める時の基準として書いてあるものですから、3条が追加指定に該当するかどうかは定かじゃない、ということが一つあります。それから、法律と条例等についてこれから絡んでくると思います。原則が駄目だということを踏まえて、法律化、条令化をしてないんだと思います。ですから、一般の要望によって決めているというのが実態だと思いますので、非常に難しいとは思いますが、このことについては、税制との問題が絡んでいますので、決めることについて問題があると判断せざるを得ないところなので、色々質問させて頂いております。内規であってもきちっとし基準を作られて、進めていくことが必要かと思っております。難しいとは思いますが、よろしくお願い致します。

田中委員

今までの意見が、とても難しいですが、条文に追加指定を認めないという条文はありますか。

加藤次長

ありません。

田中委員

ないんですね。平成4年に指定を受けていた農地も、今まで買取請求が出されて農地が減っているんです。今後都市計画上、生産緑地を残すことが必要である、段々生産緑地の面積は減っていきますので、平成9年と今回追加指定が認められたので、40ヘクタールの確保が出来ていると思っておりますけど、追加指定がなくなると、農地がどんどん減っていく、そういった点でも、基本的に問題がなければ追加指定を認めて頂ければいいのではないかと農家の一員として思います。

並木主幹

県の方でも平成16年に、追加指定の指針を作りまして、以前とは考え方が変わって参りまして、追加指定を推進しているところでございます。また、他市の状況としましては、朝霞市は平成10年実施、それ以降の予定はないそうですが、志木市は二年に一回くらい追加指定をやっていきたい、と。新座市は随時追加指定の受付をしています。隣の練馬区、板橋区は、毎年受付をしているということもございますので、私共としましては、貴重な緑を残していかなければなりませんので、防災機能なども含めておりますので、追加指定を毎年行っていければ、と考えております。

金子副会長

ほかに質問も無いようですので、質疑を終了いたします。

それでは、「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」の採決をします。

和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員

異議なし

金子副会長

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。

従いまして、「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」原案どおり可決として市

長に答申いたします。

次の議事に入ります前に、鳥飼臨時委員が退席いたしますので、暫時休憩といたします。

再開致します。続きまして、議案(2)号「和光都市計画道路の変更について」、また、関連のある事項ですので、議案(3)号「和光都市計画 用途地域の変更について」も併せまして、事務局から説明をお願いします。

加藤次長

それでは、和光都市計画道路及び和光都市計画用途地域の変更についてご説明いたします。まず和光市内の都市計画道路の整備状況についてご説明いたします。15 路線・延長約 23,480mの道路が、都市計画決定されております。平成 20 年度末現在で、その内の 8 路線・延長約 14,920mが整備済みで、整備率は約 63%となっております。お配りしました資料 2 の A 3 サイズの図面をご覧ください。図面の中の黒く塗られている部分が、整備済みとなっております。赤で囲まれた道路がまだ未整備の区間になっています。そして、赤で塗られている部分が今回の変更の対象であります廃止区間でございます。

それでは、変更対象路線であります都市計画道路「東京松本線」「諏訪越四ツ木線」「吹上赤池線」の変更の概要につきまして各路線別にご説明いたします。まず、東京松本線についてご説明いたします。東京松本線は、県道新座和光線と重複していて埼玉県が管理している路線です。東埼玉橋付近の都県境を起点に、駅前通りまでの区間が都市計画道路として位置付けられております。総延長約 1,460m・幅員 12mで計画されております。諏訪越四ツ木線・南口駅前線などの都市計画道路を結んだ生活軸の骨格的な道路として、昭和 37 年 9 月 14 日に都市計画決定されており、既に 46 年が経過しています。一部区間の歩道において計画幅員に満たない部分がありますが、両側に歩道が整備されており、車道機能・歩道機能は確保されているため、全延長 1,460 mを廃止するものです。

次に、諏訪越四ツ木線についてご説明いたします。

諏訪越四ツ木線は、中央 2 丁目の国道 2 5 4 号線を起点とし、終点の長照寺北側近辺までの総延長約 1,840m・幅員 16mで計画されております。こちらは昭和 43 年 5 月 10 日に都市計画決定され、既に 40 年が経過しております。これまで丸山台土地区画整理事業（平成 10 年度完了）および現在施行中の中央第 2 谷中土地区画整理事業と併せて整備を進めてきており、現在約 450mが完成しております。今回、変更の対象であります廃止区間は国道 2 5 4 号線から先ほど説明いたしました東京松本線までの区間、延長約 350mでこちらのエリアについては土地区画整理事業区域外となっており、事業実施の目途が立っておりません。当道路の西側約 650mに外環側道、東側約 250mに整備済みである都市計画道路練馬川口線がそれぞれ代替路線として車道

及び歩道も整備され、機能を果たしていることから一部区間（国道254号線から東京松本線の区間350m）を廃止するものです。また、変更に合わせて、車線数を2と定めるものでございます。

続きまして、吹上赤池線についてご説明いたします。吹上赤池線は、和光市の北部を横断し、吹上観音交差点(オリンピック道路)から赤池橋(朝霞市との境界)までの総延長約2,190m・幅員16mで計画されております。朝霞市、志木市と繋がる広域的な路線であり、市内では練馬川口線・諏訪越四ツ木線・外環状道路の都市計画道路を結んだ生活を支える骨格的な道路として、昭和43年5月10日に都市計画決定されており、既に40年が経過しています。今回、変更の対象であります廃止区間は、新倉北地域センター(外環側道)から赤池橋までの区間、延長約550mでございます。本路線にほぼ並行して都市計画道路志木和光線(計画幅員36m・現在暫定供用開始中)があり、現在整備事業中でございますが、こちらが完成すれば4車線の交通機能の高い道路であり、本路線の機能を十分代替できることから一部区間(新倉北地域センターから赤池橋までの区間550m)を廃止するものです。また、当道路の接続先である朝霞市、志木市の都市計画道路も全線廃止を予定しております。また、変更に合わせて、車線数を2と定めるものです。吹上赤池線の廃止区間につきましては廃止に伴いまして用途地域の変更も行います。これは、吹上赤池線の都市計画道路の供用を前提として沿道サービス施設の立地を許容する用途地域を設定していることから、都市計画道路を廃止することになりますとそれと併せて用途地域の変更を行うことになります。お配りしました資料3のA4サイズの図面をご覧ください。吹上赤池線の予定地内及び道路計画線の両端から25mの区域内は第一種住居地域となっておりますが、廃止に伴いまして、周辺地域と同じ第一種中高層住居専用地域へと変更するものです。

以上、ご説明申し上げました、本議案につきまして、平成20年2月より5回にわたり説明会を開催し、住民に対して周知を図って参りました。また平成20年12月5日から都市計画法17条に基づく縦覧に供しましたところ意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

金子副会長

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております

西川委員

質問なんです、吹上赤池線の起点が和光市丸山台三丁目になっているんですけど、地図を見ると、そうは見えないのですが。

加藤次長

下新倉四丁目の間違いです。申し訳ございません。後で差し替えさせていただきます。

西川委員

交通体系等を総合的に判断した結果という表現でしたが、具体的に数値で表したデータはありますか。

加藤次長 交通量評価結果がございまして、東京松本線、東京松本バイパス線と合わせ、容量47,165台/日に対し、白子2丁目地内で交通量45,926台/日・混雑度0.97、中央1丁目地内で交通量46,373台/日・混雑度0.98となります。

西川委員 議長、読まれると我々わからないので、交通評価というのは、図面があつて調査点を設けて時間帯と通過車両と車種資料というのが普通データだと思うんです。それによって入りと出がどのように変化して、変化した部分がどこに抜けて行くかを調査しているはずなので、それを読まれても皆さん理解出来るかどうかの問題で、私が質問したのは、文章で書かれたとしても審議委員の方は目に見えない、判断出来ないから聞いているのであつて、ここはやはり資料を提出するべきではないかな。交通体系の検討の結果ということなんで、結果がどうかってのは我々わからないので、判断をしろというのが難しいんじゃないかなという気がするんですけど。

加藤次長 カラーコピーで枚数も多いので、後でもよろしいですか。時間がかかると思いますので。先程申しましたけれども、交通量評価の結果、全てのところで基準以下となりまして、混雑が認められないということで判断させて頂きました。そのデータが枚数多くなりまして、カラーコピーになりますので。後でもよろしいですか。

齊藤委員 見れないと、本当にそうかという。説明を求められた時に、第三者に説明出来るかという、出来ませんよ。審議委員会やって何やってんのって言われてしまったら、元も子もないので。

金子副会長 重要な事項ですので、次を審議している間に用意してください。

加藤次長 それでは、コピー致しますので、議案(4)号を先にやって頂いて、お配りしてからご意見を伺うということで。

金子副会長 それでよろしいですか。先に議案(4)号をやって、戻りますので。では、議案前後致しますが、先に議案(4)号「和光都市計画 高度地区の変更について」、事務局から説明をお願いします。

加藤次長 それでは、議案(4)号を先にご説明いたします。まず高度地区とは、都市計画法第8条第1項第3号に規定された地域地区の1つでございまして。和光市におきましては、平成18年3月10日に、越後山地区、松ノ木島地区等の一部地区を除く市街化区域に建築物の高さの最高限度を定める高度地区を指定いたしました。

今回の変更は、地区計画による特例の追加と越後山地区へ新たに高度地区を指定することに伴うものです。では、最初に地区計画による特例についてご説明いたします。お配りした資料4の1枚目「和光都市計画 高度地区の変更」をご覧ください。この赤字部分が追加箇所でございますが、この特例は、高度地区の地区内において、地区整備計画の

中で建築物の高さの最高限度を定めている場合、もしくは今後定める場合は、その高さが高度地区の高さ制限の範囲内であれば高度地区の最高限度と読み替えるという趣旨でございます。つまり、25m高度地区の区域内において、地区整備計画で15mという高さ制限を定めれば、15mが高度地区の高さ制限基準になるということです。

なぜこのような特例を設けるかと申しますと、地区計画は都市計画法に基づき定められておりますが、建築確認の審査要件にはなっておりません。よって、地区整備計画の中で定めた高さの制限が確実に守られることを担保するためにこの特例が必要となります。また、後ほどご説明いたします越後山地区のほか、既に25m高度地区が指定されている白子三丁目地区におきましても、今後地区整備計画で独自の高さ制限を定める予定があり、他の地域でもこういった可能性があることから、この特例を追加するものです。

次に今回新たに高度地区を指定することとなった越後山地区についてご説明いたします。当地区においては、建築物の高さ制限を含む建築物に関するルールを区画整理事業の実施に合わせ自分達で定めたいとの意向があり、当初高度地区を指定しておりませんでした。今回の指定は、皆様に前回ご審議いただきました越後山地区全域に係る地区整備計画が昨年9月1日に定められ、建築物の高さ制限の基準が決まったことから、当地区に高度地区を指定するものです。この高度地区による高さ制限は、建築確認の審査要件となっており、法的強制力を有するものです。つまり、この高さを守らなければ建築確認がおりず、建物は建てられなくなります。

越後山地区に指定する高度地区の高さ制限でございますが、当市では平成18年の高度地区指定当初、25m高度地区と35m高度地区という2種類を原則として定めているため、種類としましてはその分類に合わせ、他の住居系の地域と同じ25m高度地区を指定いたします。ただし、実際の高さ制限については、先ほどご説明いたしました地区計画による特例により、地区整備計画で定められている高さ制限までしか建物を建てられないということになります。最終ページのA3版カラーの資料「高度地区指定図」をご覧ください。こちらが越後山地区の地区整備計画で定められている各地区の高さ制限になります。A・B・D地区については、良好な戸建て住宅や中低層の共同住宅を誘導するため15mとなります。市道408号線(越後山通り)に面するC地区は、住宅地と

調和した商業施設を許容しつつ中層の共同住宅を誘導する方針であり、また、用途地域も沿道利用を想定し定められていることから、高度地区と同じ25mとなっております。

次にスケジュールについてご説明いたします。A4版3枚目裏の「経緯の概要」をご覧ください。まず、昨年9月12日から5日間に分けて担当職員が戸別訪問を行い、73世帯に直接説明をいたしました。その中で高度地区の指定に対する反対は1件もございませんでした。また、お会いできなかった方や遠方の方、計60世帯については、資料の送付を行っております。その後、和光市まちづくり条例に基づきます原案の縦覧を昨年10月17日から11月7日まで3週間行いました。その際、縦覧者及び意見書の提出はともにありませんでした。続いて、埼玉県都市整備部長協議を経まして、都市計画法第17条に基づく縦覧を昨年12月5日から12月19日まで2週間行いましたが、こちらでも、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。今後でございますが、この都市計画審議会におきまして同意をいただきましたら、埼玉県知事の同意後、来月中に決定告示をする予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

金子副会長

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

西川委員

確認ですが、説明した結果、何も意見がなかったという結論なんですけど、これ以後に異議が申し立てられた場合の対処法はあるんですか。

加藤次長

縦覧も終了しているので、意見が来ても。

西川委員

受け付けない。

加藤次長

そういうことです。

野口委員

ちょっと伺いますが、道路側に三地区が点在していて、既成の住宅地だと思うんですけど、これはずっと15mのままでいくわけですか。個人の財産を制限することになるからね。

加藤次長

これが決まりますと、高度地区は、25mは25m、15mは15mとなります。

新坂統括主査

戸建て住宅の地区なので、返って高い建物が建たない方がという意見が多かったです。

野口委員

それ以外の周りの25mの地区はどんどん建っていくわけだね。そんな簡単に自分の家の周りに高い建物が出来て、良しとするものなのか、説明がきちとなされなかったように感じるけどね。周知は徹底した、かつ縦覧期間は過ぎた、よってこの計画で行くんだと強制出来ないことはないだろうけど。

加藤次長 越後山地区は、区画整理を行っていて、地区整備計画というのは市が決めたものではなくて、区画整理の中で地権者、役員さんの中で決めて貰って、A地区は高さを上げないで戸建ての住宅地区でいいだろう、ということで皆さんに決めてもらった案を市に挙げて頂いて、市で手続きを行っているということです。

縦覧者や意見もそういう経緯があるので、なかったんだと思います。

野口委員 それは重々承知しています。この4地区の方は組合に入っていますか。

加藤次長 4地区の方は入っておりません。

野口委員 そこのところが問題なんです。組合の中では合意形成が図られたと思います。この入ってない方に対しては、どのように周知したのか。

新坂統括主査 個別訪問を致しまして、ご説明して参りました。留守のお宅には、留守紙と内容説明書を置いて、意見のある方はこちらへ、というものを置いて来ました。

パーセンテージはちょっとわからないですが、全部で24件ありまして、19件に個別訪問で説明致しました。5件はポストに入れて参りました。説明した際には、特別に反対する方はおらず、100㎡程度の戸建て住宅地なので、高い建物を建たないような形で、というご意見でした。

西川委員 最後に一つだけ確認します。課長の方から、このように制定すると今後もこれは生きてくるといふことで、25mの中に15mがあつて、制定した以上はそうなるんだということですね。今後見直しも一切しないという方向性なのか、それとも地権者の要望あるいは都市計画審議会の中で必要性が生まれたから審議しようということになれば出来るのか、ということをお答えください。

加藤次長 手続き的には地区整備計画の変更が出来ます。ただこの地域は、平成17年から区画整理をやっているところなので、組合の中で決めたルールが地区整備計画になっていますので、区画整理が終わるまではこの形でいくのではないかと思います。その後どう変わるかはわかりませんが、地権者の皆様の意見が変わり、合意形成が図られるようであれば、地区整備計画の変更は可能であります。

野口委員 地権者の財産を完全に縛るようなものだから、大きな緑のD地区の中にあるB地区は周りが同じ15mなので良しとして、A地区については、今後生活していく中で不便性も感じるだろうし、そういうことになった場合は柔軟に対応していかれるのか。課長がいったように、昨日の今日ですぐに変更とはいかないと思うが、ただそういかなければ、今後出る住民の意見を汲み取る努力をしていって頂きたいということ意見をとして申し上げます。

金子副会長 今回の関連で少し、C地区の中に、15mという低い地区が入っているわけですが、C地区に高い建物が入った時に、今心配されてるところはみんな日影になってしまう。ですから、そこら辺が多分問題になってくる。おそらく地権者の方がいいと、特

に意見がないということですから、特に意見するわけではないですが、この計画であれば、Cの中に含まれている違う地区のところはC地区に高い建物が建った時、みんな日影になってしまう。その時は建て替えて高い建物が建てられるという形でいつでも問題ないですので、そういう意味からすれば、15mで低く抑えておくよりも、高い方にしておいた方が、好ましいという意見も考えられます。そういう意見が出た時には変更ということを是非お考えいただければと思います。それから、図で50mという区域が表示してありますが、道路も含めてですか。それは問題ないですよ。

新坂統括主査 道路の外側までがこの用途地域で、50mというのは内側から50mが用途境ということ。その辺は問題ありません。

金子副会長 道路が高度地区に含まれているのが、告示した時に問題ないですか、ということなんです。道路に建物は建たれないですから。

新坂統括主査 道路も高度地区に入っています。

金子副会長 道路も入れてるわけですね。

新坂統括主査 そうです。

金子副会長 問題ないということによろしいですね。

新坂統括主査 はい。

金子副会長 その他で何かございましたらお願いいたします。

西川委員 地図を見て不思議に思うのですが、道路に対してC地区というのは平行に50mで線を引きますよね。ところが、市道なり、私道なり、408号線に対して角度は30度から40度で入っていますので、境が敷地や建物に全部引っかかるわけです。場合によっては半分25mの中に入って、半分15mで。現在空き地になっている土地においても引っかかっているんですが、後で建築物を建てる時にややこしいことにならないかな、と。

加藤次長 用途に関しては、またがっている場合、多い方の用途となります。高さの場合は完全にその境界で15m、25mに分けます。15mと25mの境が敷地内にあった場合、低い方を取っていただければ問題ないですが、境界で可能な高さが変わることになります。用途の場合は、面積の多い方の用途を採用するというところでございます。

西川委員 高度を指定されるとだいぶ強い指導がなされると認識しておるのですが、皆さんそこまで了解しているのかなあと。

加藤次長 資料も付けてご説明いたしましたし、中身はご納得頂いたと考えております。

西川委員 貰った時はああそうですかと感じたと思いますが、10年20年経って、建て替えだ何だかんだ考えた時に、または土地の売買をした時に、それが大きなマイナス面になるケースがあるということで、異議申し立てを受付けないんですか、とお聞きした

ところ、受け付けないとのことでしたので、その後の対処をお聞きしたい。

加藤次長

受け付けないといえますか、地権者の皆様の合意形成が図られれば、変更も含め、お話を聞くことは可能です。この辺りは戸建て住宅が多く、大体100㎡前後の敷地です。100㎡ですと、容積率の関係があるので、15m以上の建築物を建てるのは、現実的には難しいと思います。売りに出された空いたところを隣が買って、面積が増えた場合には、容積もその分増えるので、上に伸ばせる可能性も出てきますが、実際には個々の面積及び立地状況を考えますとなかなか考えづらいと思います。

原田委員

C地区の中にある15mの場所で25mにしてしまったら、何か問題があるんですか。

加藤次長

問題はありません。ただ、この高さ制限を決めるにあたりまして、先ほどからご説明している通り市で決めたものではなくて、ある程度住民の方の相談で上げて頂いた案です。市としては、地区の方がこういう形がいいのではないかとといったものを、今回上げさせて頂いているので、15mと25mにしてくれという住民の要望に沿って説明をし、手続きを行っているということです。

金子副会長

ほかに質問も無いようですので、質疑を終了いたします。それでは、「和光都市計画 高度地区の変更について」の採決をします。

和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員

異議なし

金子副会長

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、「和光都市計画 高度地区の変更について」原案どおり可決として市長に答申いたします。

(都市計画道路資料配布し、議案(3)号の審議に入る)

黒田主任

諏訪越四ツ木線の定量的評価シートをご覧ください。こちらの廃止区間の諏訪越四ツ木線の方は現道がなく近くに平行する道路もないことから、交通量や容量は入っておりません。また練馬川口線と和光北インター線の交通量と容量は断面番号1-2が練馬川口線、1-3が和光インター線、ここから拾ってしまして、諏訪越四ツ木線の代替路線のこの二路線を断面で見た場合の将来の断面混雑度が0.75となっております。混雑度が1.0を切っている場合は、道路が混雑することがなく、交通上スムーズに通行出来るということで指標が出ていますので、廃止した場合も特に問題なしということで、定量的評価が出ておりますので一部区間を廃止することになります。この数字を図面上の落としたものが四枚目の見直し条件廃止というところであります。続きまして吹上赤池線になります。吹上赤池線の混雑度は1.70、代替路線である志木和光線が1.23、交通量を推計する上で影響がある宮本清水線の混雑度が0.66となっております、3路線を断面で見て見直した場合の断面混雑度は1.14になっており

ます。また見直ししなかった場合の断面混雑度は、1.04 になります。先ほど混雑度が 1 を切っていれば交通上スムーズに通行できるという話をしましたが、吹上赤池線は見直しした場合もしなかった場合も数字的には 1 を若干上回りますが、見直しした場合もしなかった場合も数字的には変わりませんので、見直しの有無による周辺道路への影響が少ないことから一部区間を廃止することになります。これらの数字を図面上に落としたものが四枚目の見直し条件廃止というところであります。続きまして、東京松本線になります。東京松本線は、既に現道がございまして、国道 254 バイパスと合わせての断面混雑度は 1 を切っておりますので、交通上スムーズだという定量的評価が出ておりますので、東京松本線は全線廃止ということになります。

金子副会長

事務局から資料の説明がございましたが、ご意見あるいはご質問がありましたら、お願いします。

西川委員

諏訪越四ツ木線の廃止する部分なんですけれども、ご説明がよくわからなかったんですけれども、そもそも全部開通しなきゃ意味を成さないもので、そういう意味でもデータというのはどういう根拠で出てきたのか。将来増加予測が昭和 43 年に設定されていて、その時の交通予測と現在の実測した予測とが、どのくらい差異があって、この予想以上に対して増えなかったという根拠で必要ないということなのか、その前後の話がわからないのと、これがもし諏訪越四ツ木線が全線開通しても、交通の流れがどう変化するのかという見方がどれを見て判断すればいいのかがわからないのですけれども。

黒田主任

この資料だけでは、読み取ることは出来ないのですが、将来の交通量に関しては、今言った断面混雑度によって交通上支障なしと出ております。ただ、当初決定した時の比較というのは、こちらの資料ではできません。

西川委員

その廃止をするかしないかは、決定した時の趣旨が現在においては意味がありませんという明確な資料があれば、僕は素直にああそうですかと納得するんですが、この資料を見ると、なかなかその辺の判断がしようのないデータだな、と。

野中主任

県内全域で、埼玉県の方で都市計画決定された道路の中で、長年整備されていないものが多いということで平成 17 年 3 月に埼玉県で見直しのガイドラインを作っております。これに基づきまして、平成 17 年度以降、手続きを進めて参りまして、第一段階としまして、当時都市計画決定後 20 年以上経過したものの中で、その中で未整備区間があるもの、ということで和光市内もこの基準に基づいて、見直しを行って路線を選定しました。その中から第二段階としまして、状況変化に伴い必要性の再検討及び存続路線の機能の再確認等を行いまして、そういった作業の中でまた絞っていきましました。第三段階で見直し路線について前提条件の整理、上位計画との整合性、変更・廃止に向けた具体的な検討を経まして、定まったのが今回の三路線になります。先程

お渡ししました交通量の資料にございますように、第三段階の将来に予測される交通量が問題ないかという見直しの基準の中でも問題がないということで、今回三路線を廃止及び見直し候補路線に指定したということです。

金子副会長
西川委員

只今のご説明を含めまして、ご質問をどうぞ。

今の説明だと20年事業着手してないものについて見直しなさいというガイドラインが設けられたので、検討を始めたということですよね。我々も前後の関係を飲み込んだ上でやらないと、この理由書なので急に廃止しますから、では審議会として資料不足の段階で審議することになってしまうということになると思うんですけど。

金子副会長
齊藤委員
金子副会長
上野委員

只今の意見について、どうぞ。

データが出ています。私は承認したいと思います。

他にご意見がありましたら、遠慮なくお話しください。

廃止する時の根拠が今一つ理解できないというか、特にわからないのが東京松本線に関してですが、県道新座和光線と重複しているということですが、この辺の説明が、他の方に説明しづらいのですが、ここは何故廃止することになったんでしょうか。

加藤次長

県道新座和光線といいますのは、道路名でありまして、都市計画道路名でいいますと、先程の3・5・9東京松本線というのですが、それと名前が変わりまして、県道新座和光線は同じ路線です。都市計画道路ですと、道路番号が付きますが、普通の路線名では県道新座和光線といたしまして、同じ路線を指します。二本あるのではなくて、一本に二通り名称があるということでございまして、重複していて、現にある道路は、歩道も車道も整備されている、ということでございます。

金子副会長
野口委員

他にございますか。

賛成反対という話ではなくて、昭和43年に作ってから、現況ではかなりの交通量、財産の価値観、地形も随分変わっているし、和光市も都市計画の中で色んな区画整理やられて、その頃線引いたものが必ずしも今後こうしなきゃいけない、というものは無い、と私は思う。と同時にこの財政、経済状況の中で、将来構想を十分考慮するだろうけれども、私は見直しをしたことはよろしいと思っている。ただ、この見直しが、県からされたのか、和光市の自己判断でされたのか、それだけ聞いておきたい。

加藤次長

長期未整備の見直しにつきましては、国の方から県に見直しの話がありまして、埼玉県が平成17年にガイドラインを作りまして、こういう形の路線は見直しが図れば見直しをしたらいいのではないかとすることがありまして、結局県と市で協議をしながら今の段階に入ったということです。

野口委員

今国が見直せといった中で、和光市としてはこの路線のこの部分、と提案したのですか。県がこの線に関しては交通量や迂回道路の使用状況から見てなったのか。どちらがいったことですか。要は、まだ未整備の場所があるんですよね。今度どのように

整備するかという話になったときに、その手順を一応知っておきたいと思って。

加藤次長

先程申しましたように、市が独自で動いたのではなくて、国から県へ指示がありまして、埼玉県から市町村へ投げかけがありまして、そういう形で市では行いました。今後も、都市計画道路がありますけれども、和光市の方針としては、今まで都市計画道路というのは、基盤整備をしながら整備をしていくという方針がございましたので、その方針が今まで通りであれば、区画整理地内を通過している都市計画道路は区画整理の施行をしながら整備をしていくという方針を変えない限り、なかなか難しいと思います。

野口委員

確かに今課長がおっしゃったように、そういうことがあり得ると思う。あの頃昭和43年頃は和光市もかなり大雑把に網をかけて、色んな道路整備をするという話になったんだけど、経済がどんどん変わる中で、国がこのままではいけない、もちろん全面的にやったら大変な出費を払わなければならない中で、見直しが図られている。またこの経済状況の中で尚更見直しが進むのかなと思いますが、方法論はもう一度考えなければいけない。区画整理だけのものではなくて、現状の道路整備、拡幅、歩道整備も含めてやるべきものは早めにやった方が、いいのではないかと、という提案をさせて頂きます。

他にございますか。

金子副会長

西川委員

私が一番気にしているのは、理由書の方に、周辺路線の整備が進んだことによりという説明がありますが、それを示す根拠が、我々の実感と違って、そこが明らかになれば、それなりの変更の根拠が取れると思うんですが、私としては、周辺道路の整備がっていうのが、実感出来ないということがありますので、こういう資料がどういうデータの下に出したのか、その辺だけ気になります。

金子副会長

私から意見があるんですが、今こちらの委員さんが言われたように、理由書が読みにくいんですね。非常にわからない。これを変更するにしてもここをもう一度、よくよく検討して頂けないでしょうか。このまま走ってしまうのか。あるいは。というのは本来都市計画道路というのは、幹線道路に対して都市計画決定してありますが、本来市街地の中に都市計画決定するのが建前ですので、今回消しているやつは、逆に都市計画決定しなければならない道路なんです。ところが、20年以上経ってもなかなか手が付かないことで、権利の制限をすることが国で問題になっています。それで見直しを、という発想ですから、東京松本線はかなり整備されているわけです。計画決定してあれば、建て替えの時に、その線まで下げてくれるわけです。自然に手をつけなくても、いつかは計画通りに整備が出来るわけです。歩道もきちっと作るわけです。今はでこぼこしてます。都市計画決定を外してしまうと、道路街路でやらなければならないので、それは建て替えの時に本人に後へ下がって下さい、と言っても下がってく

れないと思います。街路というのは、都市の一つの機能を発揮するための道路ですから、本来は、市が歩道も含めて必要かどうかを確認した上で、決定をする。特にその東京松本線辺りは、ほとんど整備進んでますので、計画決定を残しても建て替えの時に下がってもらうことは出来ますので、残した方がいいという意見もあると思います。ただ、20年以上手が付かないものが、地権制限ということがあって、計画決定の見直しをしようとして最近そういう意見が強くなりまして、そういう意味からすると、性格の違う道路をここでは話をしていることになりますので、委員さんから色々意見が出る内容というのは、そういうことだと思います。それから、幹線道路に事故がありました時の迂回をどうするかということも含めて考えると、道路の下には下水管とか埋設物をどうやって入れるとか、都市計画道路の中にはそういう街づくりのことを考えての道路でなければいけないわけですから、それは和光市として必要かどうかというのを見極めないといけないんだと思います。そういう意味からすると、理由がちよっと読みにくい、と。性格の違う道路の整備を言って、ここに吊り上げているということになってますので、本来はもう少し考えて頂いた方が、いいんじゃないかなという風な意見です。他にございますか。

野口委員

今副会長がおっしゃったことの関連ですが、これは埼玉県決定ですよ。今日私どもが審議しているのは、そのことの決定の審議ですか。

加藤次長

この3路線は県決定でございまして、これが可決されて答申されますと、来月の埼玉県の都市計画審議会にかかる、そこで埼玉県の決定を受けます。それを受けて、廃止等が決定されます。

野口委員

その場合は、和光市の都市計画審議会の中でこういう審議されているということは、ちゃんと答申してください。

わかりました。

加藤次長

ほかに質問も無いようですので、質疑を終了いたします。

金子副会長

それでは、「和光都市計画道路の変更について」、「和光都市計画 用途地域の変更について」の採決をします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

異議なし

委員

ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。従いまして、「和光都市計画道路の変更について」、「和光都市計画 用途地域の変更について」原案どおり可決として市長に答申いたします。以上で、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様は、長時間にわたり大変ご苦労様でした。

金子副会長